

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の
取扱いについて」の改正について
計24枚（本紙を除く）

Vol.1059

令和4年3月31日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3985)
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡
令和4年3月31日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ&Aの送付について

平素より、介護保険行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和4年4月1日より適用となる特定福祉用具販売の排泄予測支援機器の給付、その他福祉用具や住宅改修について、Q&Aを作成しましたので、内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省老健局高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係
連絡先：fukushiyougu@mhlw.go.jp

調書のような書類について、市町村は必要に応じて利用者に対して提出等を求めている
いただきたい。なお、申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調書と同様のことを記載する
ことについても考えられる。

(電動車いす)

Q10 令和2年度老人保健健康増進等事業において一般社団法人全国福祉用具専門相談
員協会が作成した「ハンドル形電動車いすの貸与実務における安全利用のためのガイ
ドライン・指導手順書」を踏まえると、踏切道の単独走行禁止が貸与条件となるのか。

A 踏切の単独走行を一律に禁止するものではなく、移動手段がハンドル形電動車いすに
限られ、生活動線上に迂回路がなく踏切を走行せざるを得ないような場合には、安全に利
用できる方策をケアチームが検討した上で、判断できる旨を示したものと考えられるこ
とから、個々の居宅要介護者等の状態を踏まえ判断されたい。

(住宅改修)

Q11 住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」
について、居室を畳敷きに改修するにあたり、平成29年7月のQ&Aで示されている
「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」について、どのようなも
のが該当すると考えられるか。

A 日本産業規格 (JIS) A5917 衝撃緩和型畳(床)に該当するものが考えられる。なお、当
該 JIS に該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取等を通じて
確認の上、居宅要介護被保険者の心身の状況を考慮したものであるか特に確認すること。

(住宅改修)

Q12 住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」
について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待
される場合、このような改修は対象となるか。

A 対象として差し支えない。